

大学基準協会 追評価
(専門職大学院認証評価)

改善報告書

改善報告書提出日	23年 4月 1日
大学名(法科大学院名)	愛知学院大学(大学院法務研究科法務専攻)
認証評価申請年度	2009(平成21)年度
事務担当者氏名(ふりがな)	鈴木文男(すずき ふみお)
所属部署等	法務研究科事務室 事務長
電話番号	0561-73-1111(内線5105)
電子メールアドレス	aguls@dpc.agu.ac.jp

目 次

認証評価結果の抜粋	1
認証評価時の状況及び改善状況	
2 教育の内容・方法等	
評価の視点 2-1	5
評価の視点 2-4	13
評価の視点 2-26	17
評価の視点 2-27	24
4 学生の受け入れ	
評価の視点 4-8	28

< 認証評価結果の抜粋 >

I 認証評価結果

評価の結果、貴大学法科大学院は、法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性（評価の視点2-1）、カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置（評価の視点2-4）、成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施（評価の視点2-26）、再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施（評価の視点2-27）、法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表（評価の視点4-8）に重大な問題を有すると判断した結果、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定する。

II 総評

貴大学法科大学院（以下、貴法科大学院）が、特定の受験予備校と連携して答案練習会を学内施設で開催し、成績上位者を選抜して受講者としたうえで、その者の受講費用の一部を「愛学リーガル・クリニック奨励賞」と称して予備校側に一括納付するという行為は、法科大学院と受験予備校とが一体となって過度な受験指導を行うという、法科大学院制度の理念・目的にもとる由々しき事態であって、ただちに当該制度を廃止するよう求める。

また、成績上位者のみを対象とし、専任教員が新司法試験に向けての択一对策および論文対策の指導を行う「発展学修相談」および「応用学修相談」、新司法試験の願書を提出した学生のみを対象とした「最終試験」、過去の新司法試験の問題についての答案作成指導および解説を行うチューターの指導体制など、類例を見ない過度な新司法試験対策についても、法科大学院制度の理念・目的から大きく逸脱した、極めて深刻なものであり、早急な是正が必要である。

以上のような新司法試験対策に著しく傾斜した指導のみならず、貴法科大学院には、以下のような重大な問題が複数存在する。

第1に、貴法科大学院の理念・目的および教育目標について指摘しなければならない。そもそも、貴法科大学院は、法曹を「国民の社会生活上の医師」として位置づけ、仏教精神、特に禅的教養をもとにした「行学一体・報恩感謝」という建学の精神に裏付けられた「豊かな人間性と幅広い見識、高度な専門的知識を備えた法曹の養成」を理念・目的として掲げ、より具体的には、「人間と人間関係を洞察できる法曹」「地域（に密着した）市民のための法曹」「地域経済を支える法曹」の3つの特徴を持った法曹の育成を固有の教育目標として設定していた。これらの貴法科大学院の理念・目的および教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているものであった。

これらの理念・目的ならびに教育目標は、教職員には法科大学院パンフレットや法科大

学院要覧、FD活動（Faculty Development：授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修及び研究活動）や学内の各種会議の機会を通じて周知されていた。また、学生に対しては、法科大学院パンフレットや法科大学院要覧を踏まえて、新入生に対するオリエンテーションや在学生に対するガイダンスに際して周知していた。くわえて、法科大学院ホームページや法科大学院パンフレットを通じて、社会一般に広く明らかにされていた。これらのことから、理念・目的ならびに教育目標については、適切に周知が図られていたと認められる。

また、教育目標の検証についても、FD活動や法務研究科委員会などを通じて、その達成状況を踏まえた検討を行っており、その結果は、数次のカリキュラム改定や成績評価基準の見直し、教育活動の変革につながっていることが確認された。

しかし、貴法科大学院は、2010（平成22）年度版のパンフレットやホームページにおいては、「新生法科大学院の誕生」を謳い、上記の「人間・地域・経済」という教育目標については正面から語られていない。また、実地視察の際の面談調査でも教育目標から「地域・経済」は外した旨の説明を受けた。こうした変更により、教育目標が大幅に後退してしまった。

こうした状況については、実地視察の際の面談調査において再三確認を行ったものの、2008（平成20）年度の新司法試験合格者が0名であったことから、合格者の輩出を命題とし、その結果、従来の教育目標は捨て去り、上記のような受験偏重の指導体制に全面的にシフトしたとの説明であったが、はなはだ遺憾である。それまでの教育目標を堅持し、教育内容・方法に適切な工夫を施し、改革・改善を行ったうえで結果を出すというのが、本来の法科大学院のあるべき姿である。

教育内容と教育方法を方向付ける教育目標の設定が、法科大学院制度の根幹をなす極めて重要な事項であることに鑑みると、適正で充実・安定したカリキュラム編成を行い、かつ、過度な受験対策に傾斜している現状を省みるうえでも、固有の教育目標を今一度再確認するとともに、学内外の構成員に対する周知の仕方も含めて再検討することが求められる（評価の視点1-1～1-5）。

第2に、カリキュラム編成に関して、特異な科目分類がなされており、展開・先端科目および法律実務基礎科目に配置すべき内容の複数の科目が、法律基本科目とされている。このような科目配置は、平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項に照らして、不適切であるばかりか、該当する科目が選択（必修）制とされていることから、履修上の問題も指摘され、学生が不利益を被るおそれもある。開設科目が法令の定める科目群に適切に配置されるよう、早急に是正する必要がある。

第3に、成績評価に関して、貴法科大学院の統一基準がシラバスに記載されているにもかかわらず、なかには異なる配点割合で評価を行う教員もおり、しかもその旨が明示されていない。また、教員によって、シラバスにおける評価方法や基準が明確でないものもあり、実際の評価分布も各担当者によって相当な差が見られる。このような状況から、明示

された基準および方法に基づく客観的かつ厳格な成績評価が行われているとは認められない。定期試験と平常点の配点割合および具体的な評価の指針をシラバスなどに明記し、学生への周知徹底を図るとともに、明示された基準および方法に基づく客観的かつ厳格な成績評価を行うことが求められる。

第4に、再試験に関して、定期試験または追試験でC評価であった科目についても受験を認め、B評価に上がる可能性を有する制度となっている。このような仕組みは、厳格な成績評価の観点からのみならず、定期試験でB評価であった者との公平性の点においても問題がある。また、「年度末特別試験」については、定期試験または追試験でD評価、再試験でD評価であった者に再度単位認定の機会を与えるものであり、実質的な「再々試験」の制度であって、類例を見ない安易な救済策との判断を免れない。再試験および「年度末特別試験」の制度の抜本的な改善が必要である。

第5に、学生の受け入れに関して、2010（平成22）年度から実施されている「特別選考入学試験」においては、公認会計士、司法書士、税理士、弁理士および外国の法曹資格者が、法学既修者認定試験を経ることなく法学既修者コースに入学可能となっている。これらの資格を有する者の法学の知識および素養には濃淡が存するところであり、なんらの法学既修者認定試験も行わず、専門職大学院設置基準第25条にいう「必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」として扱い、法学既修者に認定することは不適切だといわざるを得ない。さらに、公平な入学者選抜の実施の要請とも矛盾することにもなりかねず、制度の廃止、もしくは全面的な改革を要する。

さらに、以下の点についても早急に是正することが求められる。

まず、基礎法学・隣接科目のなかに「宗教哲学・坐禅」および「法歯科学」という科目が開設されているが、内容から、これらが法科大学院の授業科目として適切なものと認めることは困難である。「宗教哲学・坐禅」については、平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第3号に照らして、科目の分類が不適切であるばかりか、授業の大半を坐禅実習が占めており、法科大学院において2単位を認定し、修了要件単位に算入することが適切とはいえない。また、「法歯科学」については、法医学の1部門であって、これのみをもって15週の授業を行い、法科大学院において2単位を認定し、修了要件単位とすることが適切であるとは判断できない。これらの科目については、カリキュラム編成において早急に是正すべきである。

つぎに、入学試験の配点基準などが明確にされておらず、2010（平成22）年度入試から「一般入学試験」の配点割合が示されたものの、出願理由や自己アピールが試験結果にどの程度反映されるかについては明らかにされていない。こうした状況は入学者の選抜方法の透明性という観点から問題であり、評価基準や配点基準について明確にすることが求められる。

また、法学既修者と認定された者は、1年次の必修法律基本科目を履修したものとみなされるが、法学既修者認定試験の受験科目の範囲と履修したものとみなされる科目との間

に整合性が認められないことは問題であり、法学既修者認定の本来の趣旨を踏まえて適切なあり方になるよう改善が求められる。

以上のことから、本協会は、貴法科大学院が法科大学院制度の理念・目的および貴法科大学院設立時の理念・目的に立ち返り、本来あるべき法曹養成機関として改善・改革に取り組むことを強く求める。

＜認証評価時の状況及び改善状況＞

【2 教育の内容・方法等】

評価の視点	内容	
<p>2-1</p> <p>法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっているか（「連携法」第2条、「告示第53号」第5条）。</p>	<p>認証評価時の状況</p>	<p>教育課程の編成については、点検・評価報告書では以下のように述べている。「その内容は、法令の趣旨に則り、法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4種類に区分され、学習上の合理的順序を勘案して各学年に担当されている。</p> <p>法律基本科目のうち、演習以外のものは、全て研究者教員が担当し、1年次春学期から2年次春学期までの間に担当されている。法律基本科目に属する演習は、科目毎のものを2年次に担当して研究者教員が担当し、公法、民事法、刑事法の各総合演習を3年次春学期に担当して研究者教員と実務家教員との共同担当としている。これは、基礎から応用への発展および理論と実務との架橋という趣旨によるものである。</p> <p>法律実務科目については、法律学習の基本事項として法情報調査を1年次に担当し、2年次秋学期に法曹倫理を担当して、3年次の1年間に民事実務演習ⅠⅡ、刑事実務演習ⅠⅡ、総合実務演習(エクスターンシップ)を担当して、理論修得後にこれを使用する実務を学ぶという順序を設定している。</p> <p>基礎法学・隣接科目および先端・発展科目については、特に法律基本科目に属する知識を要しないものを1年次に担当し、法律基本科目に関する一定の知識を要するものを2年次ないし3年次に担当している。</p> <p>本研究科では、設置の際に明示したように、人間・地域・経済という3種類の目標を設定している。そして、基礎法学・隣接科目および先端・展開科目において、これらの目標に対応する科目を開設し、学生が各自の選択に基づいていずれかの目標に沿った科目選択をすることができるようにしている。特に、宗教学、心理学および歯学は本学において従来から定評ある実績を有する分野であり、様々な観点からの人間理解を可能にするべく、当該学科教員の協力を得て、法律実務家養成を意識した内容の授業を実施している。（法科大学院点検・評価報告書5頁）</p> <p>2007（平成19）年度以前の入学者に適用されたカリキュラム</p>

	<p>について、展開・先端科目に配置されている「行政作用法」「行政救済法」は、法律基本科目の行政法と内容が重複していると思われるが、この点についての見解として、本学の設置以来、2007（平成 19）年度以前にあっては、行政法 3 科目の配分につき、「行政法」のみが 1 年次対象の春学期開講の必修科目とされ、「行政救済法」は 1 年次対象の秋学期開講の選択科目、「行政作用法」もまた 2 年次対象の秋学期開講の選択科目であった。</p> <p>そこで、必修とされた「行政法」 2 単位分においては、救済法部分をも含め基本的論点を網羅的に整理し各論点を押さえることに重点を置かざるを得なかった。それ故、その判例学習等の不足部分を補うために、選択科目として配分されていた「作用法」と「救済法」の時間を使って、テキストに主要判例を用いている芝池・高木編『ケースブック行政法』（弘文堂）の前編（第一章～第一〇章）の作用法編を「行政作用法」科目に割り当て、後編（第十一章～第二〇章）の救済法編を「行政救済法」科目として割り当てることにより、選択科目とはされているものの、できるだけ多くの学生の受講を促してきた。</p> <p>言うまでもなく、行政法の学習は、論点整理に当たって、関連の判例事例の学習をも重ねながら、進めることが学習上の効果を高めるために必要と考える。必修 2 単位のみでの設置の経過の事情を踏まえて、論点の整理部分と事例研究との重複をいとわず、行政法各科目全体のバランスを考えたことの結果として、指摘を受けているカリキュラム編成となったものといえる。（実地視察の際の質問事項への回答書 NO. 2）</p> <p>「租税法Ⅰ・Ⅱ」「地方自治法」「外国人法」「倒産処理法Ⅰ・Ⅱ」「不動産登記法」「金融商品取引法」「保険法」「少年法」「企業法務」「刑罰実務」が法律基本科目群に配置されている理由について、平成 17 年度カリキュラムでは多数の科目が先端・展開科目に配置されていたが、文部科学省の指導もあって、平成 20 年度カリキュラムではこれを整理して相当数を法律基本科目に配置した。その趣旨は、特定の実定法ないし法分野に属する内容のものは法律基本科目とし、それらの科目に関する知識を前提として複数の法分野にまたがる内容や特定事項に特化した内容を扱うものを先端・展開科目として、先端・展開科目を純化することにある。各科目については、次の通りである。</p>
--	--

		<p>租税法Ⅰ・Ⅱ 法分野として確立している。</p> <p>地方自治法 行政法の一部である。</p> <p>外国人法 行政法の一部である。</p> <p>倒産処理法Ⅰ・Ⅱ 破産法および会社更生法を内容としている。</p> <p>金融商品取引法 主として証券取引法を内容としている。</p> <p>保険法 商法の一部である。</p> <p>少年法 刑事法の一分野とされる実定法たる少年法を内容としている。</p> <p>企業法務 主として会社法を内容としている。</p> <p>刑罰実務 主として刑法・刑事訴訟法を内容としている。(実地視察の際の質問事項への回答書 N0. 4)</p> <p>2009 (平成 21) 年度カリキュラムにおいて、これまで展開・先端科目群に配置されていた科目をできるだけ法律基本科目群に組み込み、展開・先端科目群の純化を図ることの意義・目的、導入の必要性、学生の受けるメリット・デメリット等について、先端・展開科目群純化の契機は文部科学省からの指導であり、既存の法律科目として定着した内容のものを排除して複数分野にまたがる内容や特定事項に特化した内容であって法律科目として扱われるようになって日が浅いものに限定した。</p> <p>こうした変更は、法律基本科目と先端・展開科目との内容上の相違を明示して疑義を解消するために必要であり、学生においては必修科目の延長線上か自己の能力に繋がる特別なものを容易に判別できることから科目選択の判断に資するというメリットがある。デメリットがあるとは認識していない。(実地視察の際の質問事項への回答書 N0. 5)</p> <p>法律基本科目群について、たとえば、民事法系基礎科目では「民法総則」「物権法」「債権総論」「契約法」という単元ごとに2単位とし、合計24単位から20単位修得するといった選択必修の仕組みとなっているが(「2008 (平成 20) 年法科大学院要覧」25頁)、このようなシステムにしている理由について、19年度以前入学者に適用されるカリキュラムを作成した当時の専任教員はすべて退職しているため、不明であるが、21年度入学者に適用される改正カリキュラムより、全部必修に変更した。</p>
--	--	--

		<p>なお、周知のように、「法律基本科目群」は、各系いずれも、「基礎科目」「演習科目」「選択科目」に分けられている。</p> <p>「基礎科目」はすべて必修であり、会社法を除きすべて2単位科目として開設されている。開設年次は1年次春・秋学期及び2年次春学期である。</p> <p>「演習科目」は、公法系と刑事系はすべて必修、民事系では5科目中4科目が必修。</p> <p>「選択科目」は、司法試験において選択科目とされている等から「基礎」とは認識されていないが、法曹として必要と考えられる科目や本学として必要と考えている科目を配し、いずれも「選択」とした。(実地視察の際の質問事項への回答書 N0.6)</p> <p>基礎法学・隣接科目について、「宗教哲学・坐禅」や「法歯科学」といった科目を法科大学院のカリキュラムに設置していることについて、本学は曹洞宗を旨とする大学であり、本学としては、将来法曹として活躍する人材に人の心が分かり、自己を見つめる力をつけて貰いたく、その観点から「宗教哲学・坐禅」を置いている。「法歯科学」は法医学の一部であり、本学には歯学部があるので、身元不明の腐乱死体の歯形等から身元を割り出す科学等の発展に鑑み、本学の長を生かして「法歯科学」を置いた。(実地視察の際の質問事項への回答書 N0.7)</p>
	提出資料	<p>平成 20 年度法科大学院要覧 平成 21 年度法科大学院要覧 平成 20 年度法務研究科シラバス集 平成 21 年度法務研究科シラバス集 2008 愛知学院大学法科大学院パンフレット 2009 愛知学院大学法科大学院パンフレット</p>
	認証評価結果	<p>法律基本科目 28 科目 (56 単位)、法律実務基礎科目 7 科目 (11 単位)、基礎法学・隣接科目 10 科目 (4 単位)、展開・先端科目 13 科目 (26 単位) という構成となっており、開設科目間の形式的なバランス自体は適切である (「平成20 年度法科大学院要覧」7～9 頁)。</p> <p>しかし、その科目内容に立ち入ってみると、以下に述べるように重大な問題点をいくつも含んでいることを指摘しなければならない。</p>

	<p>法律基本科目については、2008（平成20）年度入学者用カリキュラムから「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」のように従来は展開・先端科目であった科目や、「金融商品取引法」「外国人法」といった特殊分野の講義を法律基本科目のカテゴリーとしたうえで選択（必修）制とする改革がなされている。しかし、平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第1号によれば法律基本科目とは「憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう」と定義されており、上記の各講義が法律基本科目に該当すると認めることは困難であるといわざるを得ない。上記科目以外の「企業法務」「保険法」「少年法」についても同様である。また、「刑罰実務」「民事法総合演習」という科目も法律基本科目の1つとされているが、2008（平成20）年度および2009（平成21）年度のシラバスを見る限り、これらは本来であれば法律実務基礎科目に分類されるべき科目であると解される。以上のような科目分類の特異さは学生に大きな混乱をもたらすものである（「平成20年度法科大学院要覧」「平成21年度法科大学院要覧」「平成20年度法務研究科シラバス集」「平成21年度法務研究科シラバス集」）。</p> <p>基礎法学・隣接科目のなかでは、建学の精神や貴大学の学部構成といった事情もあって、「宗教哲学・坐禅」や「法歯科学」といった科目が含まれている。しかし、これらが法科大学院の授業科目として適切なものとはいえない。平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第3号において、基礎法学・隣接科目は「基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう」と定義されており、「宗教哲学・坐禅」に関しては、これに相当せず、科目の分類が不適切であるばかりか、授業のかなりの部分を坐禅実習が占め、法科大学院においてその履修に2単位を認定することがふさわしいとはいえない。また、「法歯科学」については法医学の1部門であって、これのみをもって15週の授業を行い、法科大学院において2単位を認定することが適切であるとは判断できない（「2008愛知学院大学法科大学院パンフレット」「平成20年度法務研究科シラバス集」）。</p> <p>展開・先端科目については2007（平成19）年度入学者用カリキュラムにおける「行政救済法」「行政作用法」「交通損害賠償法」などは平成15年文部科学省告示第53号第5条に照らす</p>
--	---

	<p>と本来は法律基本科目に分類されるべきである。ただし、2008（平成20）年度入学者用カリキュラム以降は「行政救済法」は法律基本科目に移され、「行政作用法」は開講しないこととされている（「平成20年度法科大学院要覧」「平成21年度法科大学院要覧」）。</p> <p>1) 基礎法学・隣接科目の「法歯科学」「宗教哲学・坐禅」については、法科大学院のカリキュラムとして適切とはいえず、特に、修了要件単位数に算入することには問題がある。「法歯科学」は法医学の1部門であり、これのみをもって15週の授業を行い、法科大学院において2単位を認定することは適切ではない。また、「宗教哲学・坐禅」については、平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第3号の基礎法学・隣接科目に該当しているとは判断できず、さらに授業のかなりの部分を坐禅実習が占めている。当該科目の位置づけと内容の抜本的な改革を行うことが強く求められる（評価の視点2-1）。</p> <p>2) 「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」「金融商品取引法」「外国人法」「企業法」「保険法」「少年法」といった科目を法律基本科目に分類していることは、平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第1号に照らして不適切である。同様に、「刑罰実務」「民事法総合演習」が法律基本科目に分類されているが、内容からして法律実務基礎科目に分類されるべきである。以上のような不適切な科目分類については、系統的・段階的な科目の配置という観点からも問題があり、例えば、「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」を選択した場合、本来はそれが展開・先端科目に分類されるべきであるのに、法律基本科目の選択必修として扱われているがゆえに、展開・先端科目として別の科目を履修しなければならないという不利益が現実には生じている。科目分類を適切に行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる（評価の視点2-1、2-4）。</p>
改善状況	<p>カリキュラムに関する科目の配置については、ご指摘の点に関して以下のような対処を行った。まず研究科内にカリキュラム検討委員会を設置（2010年3月15日研究科委員会決定）して検討し、原案を作成して同4月21日の法務研究科委員会において報告の上、承認を得て以下のような改正を行った。</p>

	<p>①「法歯科学」については、内容的に法医学が含まれていたが、さらに強化するとともに、科目名を「法医学・法歯科学」とすることとした。</p> <p>②「宗教哲学・坐禅」については、宗教学を中心とするものに改め、科目名も坐禅を削除して「宗教哲学」とした。内容も、宗教哲学、仏教学、禅思想の3部構成とし、3人の教員による講義を中心とすることとした。</p> <p>③法律基本科目中の選択科目については、ご指摘のあった「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「外国人法」、「企業法務」、「倒産処理法Ⅰ」、「倒産処理法Ⅱ」、「金融商品取引法」、「保険法」、「少年法」を展開・先端科目に移した。その他「不動産登記法」、「地方自治法」についても、同様に展開・先端科目に移すこととし、法律基本科目群は「憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目」に限定し、さらに民事法の演習科目以外は全てを必修とした。</p> <p>④「刑罰実務」は、実務基礎科目の選択科目とした。</p> <p>⑤「民事法総合演習」は、理論的要素を増やして、内容的に法律基本科目にふさわしいものとするを前提に、そのまま法律基本科目中におくこととした。その内容は、平成23年度法務研究科シラバス集で以下のように変更した。</p> <p>1. 授業の概要 「この授業は、民法と民事訴訟法が有機的に組み合わせられた問題を学習する。一般に、民法の条文は法律要件と効果を平板に記述しているが、裁判の場では攻撃と防御に組み替えて利用される。その組み替えの仕組みを要件事実論として学習し、併せて民法の規定が実際の裁判の場でどのように展開されているかを理解してもらうのが、本授業の目的である。本授業では、主として、研究者教員が民法の解釈論を、実務家教員が要件事実論を担当する。本授業の基本的ベースは要件事実論であり、補充的に民法が適用された判例理論の復習をし、関係する学説を扱う。したがって、本授業では、まず、初めて学ぶ要件事実論を実務家教員の指導の下で基礎からしっかり学び、その応用問題として民法の解釈論を要件事実と関連づけて学ぶこととする。」</p>
根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則(平成23年度法科大学院要覧 p.1～p.11) ・平成21年度法科大学院要覧(比較用)

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度法務研究科シラバス集 ・平成 21 年度法務研究科シラバス集（比較用） ・愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則変更新旧対照表別表 1 ・カリキュラム検討委員会報告(平成 22 年 4 月 21 日開催法務研究科委員会)
--	--	--

【2 教育の内容・方法等】

評価の視点	内容	
<p>2-4</p> <p>カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。</p>	<p>認証評価時の状況</p>	<p>「本研究科の開設する科目は、必修・選択必修・選択の3種類であり、当初のカリキュラムでは法律基本科目および法律実務基礎科目の全部が必修、基礎法学・隣接科目が選択必修、先端・展開科目が選択科目であった。平成20年度カリキュラムでは、法律基本科目については必修の理念を維持しながら厳格な成績評価を確実にする目的のために中核となる科目を限りなく必修に近い選択必修とし、法律実務基礎科目のうち総合実務演習だけを委託先法律事務所の業務に対する支障を回避する目的で選択とした。そして、司法試験出題範囲に属する科目への過度の偏りを回避するべく、基礎法学・隣接科目については選択必修を2科目に増やし、先端・展開科目については前記で述べた純化に伴い当該科目を履修せずに修了することのないよう2科目を選択必修とした。また、開設学年も再検討して、若干の変更を行った。</p> <p>なお、平成21年度カリキュラムから、1年次配当の法律基本科目については、16科目すべてを必修科目とすることとしている。」(法科大学院点検・評価報告書5～6頁)</p> <p>2008(平成20)年度入学者から適用のカリキュラムに関して、法律基本科目のうち、公法系・民事系・刑事系それぞれの各選択科目を、選択制としている理由、および各科目の内容について、平成20年度カリキュラムにおける選択制の採用は、平成19年度以前のカリキュラムにおいて法律基本科目を全部必修とし、修了要件とすると共に3年次進級要件としていたことが、学生においてやや過酷と捉えられ、このことから教員において不合格判定への躊躇による成績判定の弛緩をもたらしかねないとの判断に基づくのであった。これらの科目の一部を履修不要とする趣旨ではなく、履修指導に際しては当然に当該年次配当科目および前年次に修得できなかった科目を全部履修するよう指導しており、学生は全員これに従っている。</p> <p>しかし、その後の再検討により、これらの科目を一部でも修得しないまま進級するとその後の学習成果が期待困難であり、教員の不合格判定への躊躇は修得するべき科目を修得しないまま進級・修了を認める理由にならないと判断され、確実な段階的学習を確保するために平成21年度カリキュラムにおいて必修</p>

		<p>に戻すこととされた。(実地視察の際の質問事項への回答書 NO.3)</p> <p>法律基本科目群について、たとえば、民法法系基礎科目では「民法総則」「物権法」「債権総論」「契約法」という单元ごとに2単位とし、合計24単位から20単位修得するといった選択必修の仕組みとなっているが(「2008(平成20)年法科大学院要覧」25頁)、このようなシステムにしている理由について、19年度以前入学者に適用されるカリキュラムを作成した当時の専任教員はすべて退職しているため、不明であるが、21年度入学者に適用される改正カリキュラムより、全部必修に変更した。</p> <p>なお、周知のように、「法律基本科目群」は、各系いずれも、「基礎科目」「演習科目」「選択科目」に分けられている。</p> <p>「基礎科目」はすべて必修であり、会社法を除きすべて2単位科目として開設されている。開設年次は1年次春・秋学期及び2年次春学期である。</p> <p>「演習科目」は、公法系と刑事系はすべて必修、民事系では5科目中4科目が必修。</p> <p>「選択科目」は、司法試験において選択科目とされている等から「基礎」とは認識されていないが、法曹として必要と考えられる科目や本学として必要と考えている科目を配し、いずれも「選択」とした。(実地視察の際の質問事項への回答書 NO.6)</p>
	提出資料	<p>平成20年度法科大学院要覧 平成21年度法科大学院要覧 平成20年度法務研究科シラバス集 平成21年度法務研究科シラバス集 2008 愛知学院大学法科大学院パンフレット 2009 愛知学院大学法科大学院パンフレット</p>
	認証評価結果	<p>評価の視点2-1で述べたように、2008(平成20)年度入学者用カリキュラムから本来は展開・先端科目や法律実務基礎科目である講義を法律基本科目として、選択(必修)制としていることは適切な分類とはいえず、平成15年文部科学省告示第53号第5条の趣旨に合致していない。例えば、「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」を選択した場合、本来はそれが展開・先端科目に分類されるべきであるのに、法律基本科目の選択必修として扱われているがゆえに、展開・先端科目として別の科目を履修しなけ</p>

	<p>ればならないという不利益が現実に生じている（「平成20 年度法科大学院要覧」「平成21 年度法科大学院要覧」、実地視察の際の学生面談）。</p> <p>また、2007（平成19）年度入学者用カリキュラムの展開・先端科目において「行政救済法」「行政作用法」「交通損害賠償法」などについては平成15 年文部科学省告示第53 号第5 条に照らすと、むしろ法律基本科目の内容であるが、2008（平成20）年度入学者用カリキュラムによると「行政救済法」は法律基本科目に移され、「行政作用法」は開講しないこととされていることは、評価の視点2－1 で指摘したとおりである。</p> <p>また、2008（平成20）年度入学者用カリキュラムまでは、展開・先端科目におけるすべての国際関係科目が1 年次配当となっていたが、法学の基本的な科目の履修前にこれらの科目について十分な理解を得ることが困難であり、さらに系統的かつ段階的な教育という点でも疑問があった。もっとも、この点については2009（平成21）年度入学者用カリキュラムから改善がなされ、2 年次配当とされた（「平成20 年度法科大学院要覧」「平成21 年度法科大学院要覧」）。</p> <p>法律基本科目のなかでも、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法については演習科目を開設し、学習の深度を深める方策がとられているが、一方において、民事法系基礎科目では「民法総則」「物権法」「債権総論」「契約法」という單元ごとに2 単位とし、合計24 単位から20 単位修得するといった仕組みになっていた。これら法律基本科目のなかでも重要性の高い民法はすべてを必修化することが必要である。ただし、この点についても2009（平成21）年度入学者用カリキュラムから改善がなされ、すべて必修化されることとなった（点検・評価報告書5～8 頁、「平成20 年度法科大学院要覧」25 頁、「平成21 年度法科大学院要覧」）。</p> <p>さらに指摘すべき点としては、カリキュラム編成が毎年度のように変更され、しかもその内容が根幹部分にまで及んでいることである。教育を行っていくなかで改善点を見だし、それに迅速に対応することは必要なことではあるが、一方で中長期的な確たる視点をもってカリキュラムを検討し、編成することが非常に重要であることはいうまでもなく、このように頻繁な変更は学生および教員側双方に無用の混乱を招くことになりか</p>
--	--

		<p>ねないという懸念がある（「平成20 年度法科大学院要覧」「平成21 年度法科大学院要覧」）。</p> <p>2) 「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」「金融商品取引法」「外国人法」「企業法」「保険法」「少年法」といった科目を法律基本科目に分類していることは、平成15 年文部科学省告示第53 号第5 条第1 項第1 号に照らして不適切である。同様に、「刑罰実務」「民事法総合演習」が法律基本科目に分類されているが、内容からして法律実務基礎科目に分類されるべきである。以上のような不適切な科目分類については、系統的・段階的な科目の配置という観点からも問題があり、例えば、「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」を選択した場合、本来はそれが展開・先端科目に分類されるべきであるのに、法律基本科目の選択必修として扱われているがゆえに、展開・先端科目として別の科目を履修しなければならないという不利益が現実には生じている。科目分類を適切に行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる（評価の視点2-1、2-4）。</p>
改善状況		<p>ご指摘の点を緊急に改善することを優先し、選択必修科目の「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」を展開・先端科目に移し、2011 年度から実施することとした。なお、「『租税法Ⅰ』『租税法Ⅱ』を選択した場合、本来はそれが展開・先端科目に分類されるべきであるのに、法律基本科目の選択必修として扱われているがゆえに、展開・先端科目として別の科目を履修しなければならないという不利益」は、それらの科目を展開・先端科目に移したことによって解消された。同様に「倒産処理法Ⅰ」「倒産処理法Ⅱ」についても、展開・先端科目に移したことによって不利益は解消された。</p>
根拠資料		<ul style="list-style-type: none"> ・愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則(平成23 年度法科大学院要覧 p. 1～p. 11) ・平成21 年度法科大学院要覧(比較用) ・愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則変更新旧対照表別表1 ・カリキュラム検討委員会報告(平成22 年4 月21 日開催法務研究科委員会)

【2 教育の内容・方法等】

評価の視点	内容	
<p>2-26</p> <p>学修の成果に対する評価、単位認定および課程修了の認定は、明示された基準および方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。</p>	<p>認証評価 時の状況</p>	<p>成績評価および単位認定については、春学期・秋学期の期末に定期試験が実施され、成績はAA（100～90点）・A（89～80点）・B（79～70点）C（69～60点）・D（59点以下）で表記され、AA・A・B・Cを合格として単位を与え、Dを不合格とする。このことは本研究科学則第18条に明示されている。</p> <p>評価方法は、学期末試験を60点、平常点を40点として、その合計点で評価する。科目によっては予め研究科委員の承認を得れば定期試験を行わないこともあり、その場合には平常点（出席状況・発言状況・小テスト・レポート）で評価する。各科目ごとの具体的な評価方法は、シラバスにおいて、たとえば、定期試験60点・レポート30点・発言点10点とか、出席および授業態度30点・小テスト（2回）40点・レポート30点のように表示される。</p> <p>課程修了の要件は、所定数以上の単位を修得し、かつ修了試験に合格することである。前者は区分別単位数合計72単位以上を含めて総計97単位以上であるが（修学規程11条）、これは法科大学院要覧に記載されている。修了試験の配点および合格基準は、掲示板を通じて学生に明示される。なお平成21年度カリキュラムにおける修了要件は、区分別単位数合計80単位を含めて総計97単位以上およびGPA1.5以上であり、修了試験は修了要件とされていない。</p> <p>本研究科では成績評価は次のように行われる。担当教員が定期試験および平常点に基づき採点表に記入する。その際、A以上は全受講者の30%以内、AAは同10%以内とし、この割合に適合しない場合には、理由を記載した書面を添付することになっている。D判定をする場合にも、同様に理由の記載が求められる。共同担当科目については、担当教員間の協議を経て単一評価を採点表に記入する。その上で、成績評価は本研究科委員会の審議を経て決定される。進級および課程修了の可否についても、本研究科委員会の審議を経て決定される。</p> <p>評価・認定は厳格に行われている。しかし、たとえば法律基本科目の成績分布を見ると、ごく少数の科目ではD評価の学生が5名～6名あるが、大多数の科目ではD評価の学生は0名～</p>

	<p>3名にとどまる（各科目とも受講学生数は30名程度）。D評価0名の科目も相当数存在する。定期試験のみで評価すればD評価になるが、平常点を40%考慮することにより、最終的にはC評価になる例が少なくない。</p> <p>なお平成19年11月に「成績判定に関する異議の申立てについて」（内規）が制定され、これに基づき、成績判定に異議のある学生は、書面を提出して、研究科長に対して、自己の成績判定について意義を申し立てることができるようになった。</p> <p>これに関する研究科長の判断は、教授会の承認を経て、当該学生に理由を付した書面で伝えられる。（法科大学院点検・評価報告書13～14頁）</p> <p>修学規程19条1項により次のように定められている。定期試験又は追試験に合格しなかった学生は、10単位以内（平成21年度カリキュラムでは3科目以内）でその合格しなかった科目の再試験を受験することができる。但し、当該科目の単位がなければ進級又は修了に必要な単位数が充足されず且つ再試験によって当該科目の単位を修得すれば進級又は修了に必要な単位数が充足されることとなる場合に限る。この規程は法科大学院要覧に記載されているので、学生に対してあらかじめ明示されている。なお、平成21年度カリキュラムでは、GPA基準が併用されることに対応して、C評価の科目についても再試験が受けられるようになる。</p> <p>再試験の成績評価は公正かつ客観的に行われている。再試験を受験した科目の成績評価は、C評価又はD評価の2段階に限られる（修学規程19条2項）。再試験の結果もD評価となり留年を余儀なくされた学生も数名存在する。しかし、再試験では評価が若干甘くなりC評価となるケースが多く見られる。平成21年度カリキュラムでは、再試験科目の成績評価は、B、C及びDの3段階となる。C評価科目についても、再試験を受けることによりB評価を得る可能性が開かれる。</p> <p>なお、平成20年度春学期の法律基本科目試験において、これまでと比べて多数の不合格者がでるという事態が生じ、これら不合格者に対しては、秋学期終了後、学年度末にもう一度特別試験を行い、これに合格すれば進級できる道を緊急に開くこととした。（法科大学院点検・評価報告書14頁）</p>
--	--

	<p>成績評価について、定期試験と平常点の割合はそれぞれ 60 点と 40 点とされるが（点検・評価報告書 13 頁）、シラバスにおいては統一されていないように思われる。この点について、平常点については、シラバスの冒頭において、研究科全体の統一基準が明示されている。この点については、シラバスの提出の時に範型を示して、それに準拠することをお願いしたが、一部の教員については、徹底されていない点があった。今後、シラバスの統一を図るため、担当教員を決めた。（実地視察の際の質問事項への回答書 N0. 27）</p> <p>平常点について、シラバスにおいて考慮要素の配分が明示されていないなど、評価基準が抽象的な科目がみられるが、そうした科目において平常点は通常どのような基準で評価しているのかについて、基本的には統一基準に基づいて評価されているものと考えている。（実地視察の際の質問事項への回答書 N0. 28）</p> <p>「定期試験のみで評価すると D 評価になるが、平常点を 40% 考慮することにより、C 評価になる例が少なくない」（点検・評価報告書 13 頁）とあるが、平常点が救済の手段になっているのではないかという疑義がもたれる。この点について、定期試験は 1 回限りのものであるが、平常点は毎回の状況から判断して知識の定着度、理解度を推察でき、これを加味することによって、学生の持っているものを総体として判断できる。そこで、双方を組み合わせて評価することとしているものであり、進級不可からの「救済の手段」として用いているのではない。（実地視察の際の質問事項への回答書 N0. 29）</p> <p>成績評価が十分に明確な評価基準のもとで行われているか、評価基準を全教員が共有していつかについて、共有されている。（実地視察の際の質問事項への回答書 N0. 30）</p> <p>課程修了の要件である修了試験については、その配点および合格基準が掲示板を通じて学生に明示されるとのことであるが（点検・評価報告書 13 頁）、この配点および合格基準について、現在在籍しているすべての学生にとって修了試験は廃止されている。（実地視察の際の質問事項への回答書 N0. 31）</p>
--	--

	提出資料	<p>平成 20 年度法科大学院要覧 平成 21 年度法科大学院要覧 平成 20 年度法務研究科シラバス集 平成 21 年度法務研究科シラバス集</p>
	認証評価結果	<p>成績評価、単位認定および課程修了の認定については、明示された基準および方法に基づいておおむね客観的に行われているようにも見て取れるが、仔細に検討すると、以下のような問題が存する。</p> <p>第 1 に、多くの科目において、定期試験のみで評価すると D（不可）になるが、平常点を 40% 考慮することで C 評価になる学生が少なくなく、D（不可）の学生が 0～3 名にとどまる結果となっている例などが見られる。他方、成績分布表を見ると、法律基本科目においても特定の評価に偏りがあるものが散見され、特に 2008（平成 20）年度のみ D（不可）を付した科目が集中しており、逆に D（不可）の学生が存しない科目もかなりある（点検・評価報告書 13 頁、「平成 20 年度成績分布表」）。</p> <p>第 2 に、2009（平成 21）年度より、C 評価の科目についても再試験を受験し、B 評価を得ることが可能となった。これは G P A（Grade Point Average）制度の導入に伴い、進級制限の関係から講じられた策だとされるが、定期試験および追試験で B 評価の者と、再試験を経て B 評価となったものとの公平性の点からも不適切である（点検・評価報告書 14 頁、実地視察の際の質問事項への回答 No. 32）。</p> <p>第 3 に、評価の視点 2-25 でも指摘したとおり、シラバスにおける成績評価の基準および方法が担当者によって必ずしも明確でない。法務研究科の統一基準が設けられているにも関わらず、それとは異なる基準により評価を行っている教員もおり、評価基準の共有化がなされていない。こうした状況は、明示された基準および方法に基づいて客観的かつ厳格に成績評価が行われているかという点からも問題である。FD 活動などを通じて、成績評価の基準および方法についての共通認識を形成するとともに、学生への周知徹底を図り、明示された基準に基づく厳格な評価がなされる必要がある（「平成 20 年度法務研究科シラバス集」「平成 21 年度法務研究科シラバス集」）。</p> <p>また、2008（平成 20）年度まで、修了要件単位修得後に「修了試験」に合格することが課程修了の要件とされていたが、現</p>

	<p>在は廃止されている。しかし、「修了試験」は修了要件とはされない「最終試験」に変更され、依然として存在しており、新司法試験対策として位置づけられていることは評価の視点2-17で指摘したとおりである（点検・評価報告書10、16頁、実地視察の際の質問事項への回答No.16~18）。</p> <p>なお、学生からの成績評価に対する異議申立てについては、「成績判定に関する異議の申立てについて」（内規）があり、制度として確立している。成績判定に異議のある学生は、書面を提出して、研究科長に対して自己の成績判定について異議を申し立てることができる。過去の例を見ても、適切な対応がとられていると確認できる（点検・評価報告書13、14頁、実地視察の際の面談調査）。</p> <p>8) 成績評価については、法務研究科の統一基準として、定期試験60点、平常点40点の合計100点満点で評価する旨がシラバス集に明記されているにもかかわらず、なかには定期試験70点、平常点30点という異なる割合で評価を行う教員もあり、シラバスにおいてその旨が明確に示されていない。また、担当者ごとに成績評価の基準についての記述が必ずしも明確でなく、実際の評価分布も各担当者によって相当な差が見られる。特に、平常点の扱いについては法務研究科の統一基準が存在するものの、シラバスによっては依然として不明確な記述のものもある。以上のような状況から、明示された基準および方法に基づく客観的かつ厳格な成績評価がなされているとは判断できない。定期試験と平常点の配点割合および具体的な平常点評価の指針をシラバスなどに記載し、学生への周知徹底を図るとともに、明示された基準に基づいて客観的かつ厳格な成績評価を行うことが求められる（評価の視点2-25、2-26）</p> <p>9) 2009（平成21）年度より、C評価の科目についても再試験を受験し、B評価を得ることができるようになったが、厳格な成績評価の実施という点からはもとより、定期試験および追試験でB評価の者と、再試験を経てB評価となったものとの公平性の点からも不適切である。また、「年度末特別試験」については、定期試験または追試験でD評価、再試験でD評価だった者に再度単位認定の機会を与えるものであり、実質的な「再々試験」と解され、安易な救済策との評価を免れな</p>
--	---

	<p>い。さらに、再試験の問題に関して、定期試験の問題と内容がほぼ同一の科目が確認された。再試験および「年度末特別試験」については、実施方法や内容について抜本的な改善が強く求められる（評価の視点 2-26、2-27）。</p>
<p>改善状況</p>	<p>① 教員への意識喚起を行い、平成 22 年度のシラバスより、原則として本法科大学院の統一成績評価基準によること、それによらない場合には、評価方法の欄に、成績評価の方法を明確にすることを徹底することとした。平成 22 年段階では、法律基本科目についてはこの点についてほぼ達成できたと考える。なお、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目においては、科目の特殊性から別段の評価基準となっている。平成 23 年度のシラバスにおいては、さらに徹底した。</p> <p>② 成績評価については、以下の通りとした。</p> <p>採点評価方法（統一評価基準）</p> <p>1. 必修科目</p> <p>平常点 20 点＋中間試験 20 点＋定期試験 60 点＝合計 100 点満点を原則とする。なお、演習科目については、同上またはシラバスの「評価方法」に明示するものとする。</p> <p>2. 選択必修科目・選択科目</p> <p>必修科目の基準に最大限準拠するものとし、その採点評価方法をシラバスの「評価方法」に明示するものとする。</p> <p>3. 評価における平常点は、毎回の授業、出席状況だけでなく、授業時の応答や教室外で作成したレポート等で判断される授業内容修得状況を加味して評価する。</p> <p>4. 原則として必修科目においては 5 段階評価のうち、A (優) 以上は全受講者の 3 割以内、AA (秀) は全受講者の 1 割以内とする。</p> <p>5. 複数教員による共同担当の場合、担当教員間の協議を経た単一評価とする。</p> <p>6. 採点評価は、最終的には法務研究科委員会の審議を経て決定する。</p> <p>(平成 23 年 6 月 2 日および 7 月 6 日の教務委員会の議を経て、7 月 21 日の法務研究科委員会で決定した。)</p> <p>③ 科目間の成績評価のばらつきについては、成績の AA を 10% 以下、AA を含め A 以上を 30% 以下とする点については各教員に徹底しており、2010 年度春学期の成績評価については、極</p>

		<p>端なばらつきは生じていない。</p> <p>④ 再試験の評価については、平成 23 年度 4 月 1 日施行の修学規程の改正により、再試験の際の評価は、C と D の 2 段階とした。</p> <p>⑤ 学年末特別試験についても、廃止することとした。</p> <p>なお、再試験廃止について、現在検討中である。</p>
	<p>根拠資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則(平成 23 年度法科大学院要覧 p. 1～p. 11) ・愛知学院大学大学院法務研究科修学規程(平成 23 年度法科大学院要覧 p. 12～p. 15) ・平成 21 年度法科大学院要覧(比較用) ・平成 23 年度法務研究科シラバス集 ・平成 22 年度法務研究科シラバス集 ・平成 21 年度法務研究科シラバス集(比較用) ・平成 22 年度成績分布表

【2 教育の内容・方法等】

評価の視点	内容	
<p>2-27</p> <p>単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準および方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。</p>	<p>認証評価時の状況</p>	<p>「修学規程19条1項により次のように定められている。定期試験又は追試験に合格しなかった学生は、10単位以内でその合格しなかった科目の再試験を受験することができる。但し、当該科目の単位がなければ進級又は修了に必要な単位数が充足されず且つ再試験によって当該科目の単位を修得すれば進級又は修了に必要な単位数が充足されることとなる場合に限る。この規程は法科大学院要覧に記載されているので、学生に対してあらかじめ明示されている。なお平成21年度カリキュラムでは、GPA基準が併用されることに対応して、C評価の科目についても再試験を受けることができるようになる。</p> <p>再試験の成績評価は公正かつ客観的に行われている。再試験を受験した科目の成績評価は、C評価又はD評価の2段階に限られる（修学規程19条2項）。再試験の結果もD評価となり留年を余儀なくされた学生も数名存在する。しかし、再試験ではC評価となるケースが多く見られる。平成21年度カリキュラムでは、再試験科目の成績評価は、B、C及びDの3段階となる。C評価科目についても、再試験を受けることによりB評価を得る可能性が開かれる。</p> <p>なお、平成20年度春学期の法律基本科目試験において、これまでと比べて多数の不合格者がでるという事態が生じ、これら不合格者に対しては、秋学期終了後、学年度末にもう一度特別試験を行い、これに合格すれば進級できる道を緊急に開くこととした。」（法科大学院点検・評価報告書14頁）</p> <p>「特別試験」は制度として存在するか、また、今後行う予定はあるかについて、特別試験は制度として存在しているし、今後行う。</p> <p>本研究科では修了・進級要件として、所定の単位数の他、GPA1.5以上を要求している。以上の要件は、21年度入学生から適用される改正カリキュラムによるものであるが、19年度入学生および20年度入学生にも、全員の同意を得て遡及適用されている。1年次から2年次への進級には34単位が必要であるが、「基礎」についてはすべてが必修であり1科目でも不合格とされると進級できない。2年次から3年次への進級には</p>

	<p>70単位が必要である。</p> <p>修了・進級要件が以上の通りであるので、1年次春学期の定期試験において必修科目を1科目でも不合格となると進級不可が決定することになる。とくに本学の場合法学未修者・社会人の割合が全国平均より高く、これらの者にとっては法律用語・思考に慣れるのに時間がかかるので、1年次春学期終了の段階で進学不可が決定すると、これらの者の勉学意欲を著しく殺ぐことが危惧される。また、試験は何よりも、学生の知識の蓄積を確認するものであり、学生の知識の蓄積こそが重要である。そこで、再試験と特別試験の制度を設けた。この制度は、GPA 1.5以上を修了・進級要件にしたことから、勉学意欲を高めるためでもあるが、C(可)評価(=GPA 1)のみでは、進級はおろか、修了さえできないからでもある。</p> <p>7月の定期試験でD(不可)評価を受けた科目のみならず、C(可)評価を受けた科目についても、夏期休暇中の1ヶ月を勉強期間に当て、B(良)評価を目指して再試験を受験できることとした。なお、秋学期の定期試験は学期終了後に行われ、再試験はD評価科目についてのみならず、C評価科目についても行われる。</p> <p>さらに、春学期の再試験でもD(不可)評価を受けた科目については、秋学期の半年間を勉学期間に当て、3月の特別試験でC(可)評価を目指して受験できる。秋学期の定期試験には再試験のチャンスしかない。(実地視察の際の質問事項への回答書NO.32)</p>
提出資料	<p>平成20年度法科大学院要覧</p> <p>平成21年度法科大学院要覧</p>
認証評価結果	<p>再試験の基準および方法については、「愛知学院大学大学院法務研究科修学規程」第19条、第20条に規定されており、適切に明示されている。しかし、再試験については制度のあり方も含め、問題が多い。</p> <p>第1に、評価の視点2-26でも指摘したが、再試験制度は厳格な成績評価の観点から問題が存する。「愛知学院大学大学院法務研究科修学規程」第19条によれば、再試験は、定期試験または追試験においてC評価またはD(不可)評価とされた科目について受験することができることとされており、再試験後の評価はB~D(不可)の3段階である。ただし、再試験の成績は「定期試験、追試験の成績評価を下回ることはない」と規定されて</p>

	<p>おり、成績評価については現状維持か上昇かのどちらかに限定され、下降することはない。この点については、定期試験でB評価であったものと、定期試験を経てB評価となったものとの公平性や整合性の点からも適切であるとはいいがたい（点検・評価報告書14頁、「愛知学院大学大学院法務研究科修学規程」）。</p> <p>第2に、2008（平成20）年度より、不合格者に進級の機会を与えるための「特別試験」を実施することとしたが、これについては安易な救済策と認識せざるを得ない。「特別試験」については、当初2008（平成20）年度春学期の法律基本科目試験において多数の不合格者が出たことに対する緊急措置として設けられた。この「特別試験」の実施自体が厳格な成績評価や進級制限といった点から問題であるが、現在は「愛知学院大学大学院法務研究科修学規程」第19条の2に「年度末特別試験」として規定され、制度として存在しており、今後も実施することである。「年度末特別試験」については、定期試験または追試験でD（不可）評価、再試験でD（不可）評価だった者に再度単位認定の機会を与えるものであり、実質的な「再々試験」と解され、独立性と厳格な成績評価を基調とする法科大学院制度の理念・目的から大きく逸脱しているものと判断されるため、抜本的な改革が求められる（点検・評価報告書14頁、「愛知学院大学大学院法務研究科修学規程」、実地視察の際の質問事項への回答No. 32）。</p> <p>第3に、再試験の問題に関して、定期試験の問題と内容がほぼ同一の科目が確認された（例えば、平成21年度春学期「行政法総論」）。この点については、貴法科大学院内ではあえて統一していないという説明を受けたが、再試験の厳格な実施という点からも、そのあり方について改善を図るべきである（実地視察の際の面談調査）。</p> <p>9) 2009（平成21）年度より、C評価の科目についても再試験を受験し、B評価を得ることができるようになったが、厳格な成績評価の実施という点からはもとより、定期試験および追試験でB評価の者と、再試験を経てB評価となったものとの公平性の点からも不適切である。また、「年度末特別試験」については、定期試験または追試験でD評価、再試験でD評価だった者に再度単位認定の機会を与えるものであり、実質的な「再々試験」と解され、安易な救済策との評価を免れな</p>
--	---

	い。さらに、再試験の問題に関して、定期試験の問題と内容がほぼ同一の科目が確認された。再試験および「年度末特別試験」については、実施方法や内容について抜本的な改善が強く求められる（評価の視点 2-26、2-27）。
改善状況	<p>教務委員会の議を経て法務研究科委員会で次の変更を決定した。</p> <p>①再試験の評価については、平成 23 年度 4 月 1 日施行の修学規程の改正により、再試験の際の評価は、C と D の 2 段階とした。</p> <p>②学年末特別試験についても、廃止することとした。</p> <p>③これらの制度改正については、学生への不利益変更を避けるため、平成 23 年度入学生より適用する。</p> <p>④再試験の制度全体について、現在廃止の方向で検討中である。</p>
根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則（平成 23 年度法科大学院要覧 p. 1～p. 11） ・愛知学院大学大学院法務研究科修学規程（平成 23 年度法科大学院要覧 p. 12～p. 15） ・平成 21 年度法科大学院要覧（比較用） ・法務研究科委員会議事録

【4 学生の受け入れ】

評価の視点	内容	
<p>4-8</p> <p>法学既修者の認定は、適切な認定基準および認定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか（「専門職」第25条）。</p>	<p>認証評価時の状況</p>	<p>「本研究科では、一般の入学試験に合格した者のうち、希望者に法学既修者認定試験を受験させるという方法により行っている。</p> <p>既修者認定試験は、民法（120分、100点満点）、憲法（90分、100点満点）、刑法（90分、100点満点）、の3科目で行われ、3科目とも60点以上である者を合格者とする。3科目とした理由は、民法、憲法、刑法の法律基本3科目の試験を実施することにより、法学既修者の能力を十分判定できると判断したからである。</p> <p>また、既修者の課程修了要件については、在学期間を2年、修了要件単位数を未修者より30単位少ない67単位としており、専門職大学院基準25条の要件を満たしている。」（法科大学院点検・評価報告書28頁）</p> <p>さらに、2010年度入学試験より、特別選抜試験を実施することとし、公認会計士、司法書士、税理士、弁理士、外国法曹資格者については、小論文と面接試験、そして適性試験の成績によって選抜することとし、合格した者には既修者コースへの入学を認めるという制度を新設した。（平成22年度愛知学院大学法科大学院募集要項）</p> <p>既修者認定試験と履修免除科目の関係について、法律基本3科目の試験によって法学既修者の能力を十分に判定できると判断した理由について、憲法、民法、刑法は法律学の中で最も基本的な科目であり、この3科目の論文試験で良好な成績が上げられる者は、法的な思考力が十分に養われていると考えることができ、他の科目についても一定の能力を有すると判断することができると考えている。</p> <p>なお、3科目以外の科目については、一部、学生が申告した科目の単位認定を行っている。（実地視察の際の質問事項への回答書N0.56）</p>
	<p>提出資料</p>	<p>平成21年度愛知学院大学法科大学院募集要項 平成22年度愛知学院大学法科大学院募集要項 2010愛知学院大学法科大学院パンフレット</p>

<p>認証評価結果</p>	<p>一般入学試験においては、法学既修者について、内部選考方式をとり、全受験生に共通の1次試験・2次試験を行い、翌日に2次試験に合格した者のうちの希望者について、論文試験による法学既修者認定試験を受験させる方法により実施している。実際には、この段階では合否が不明であるため、希望者全員が法学既修者認定試験を受験することができる。試験科目は、民法（120分、100点満点）、憲法（90分、100点満点）、刑法（90分、100点満点）であり、3科目とも60点以上の者を合格者としている。法学既修者としての入学には、2次試験合格が条件である。これらについては「学生募集要項」およびパンフレットに明記して公表している。なお、法学既修者認定試験に不合格であっても、法学未修者として入学することができる。法学既修者入学生は、2006（平成18）年度1名、2008（平成20）年度2名である（点検・評価報告書28、29頁、「2009愛知学院大学法科大学院募集要項」）。</p> <p>法学既修者と認定された者は、1年次において必修とされている法律基本科目30単位分を修得したものとみなされ、憲法、民法、刑法20単位が包括認定され、残りは1年次配当の商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法14単位のなかから、10単位を限度として、本人が申請した科目について、自動的に修得したものと認定される。しかし、法学既修者認定試験の受験科目が憲法、民法、刑法の3科目であるのに対して、修得したものとされる1年次配当科目には、「行政法総論」「商法基礎」「会社法」「民事訴訟法Ⅰ」「刑事訴訟法Ⅰ」が含まれており、これらは法学既修者認定試験の受験科目に含まれていない（点検・評価報告書28頁、「平成20年度法科大学院要覧」13頁）。</p> <p>2010（平成22）年度から導入された「特別選考入学試験」においては、公認会計士、司法書士、税理士、弁理士および外国の法曹資格を有する者は、この入学試験に合格すれば、特別な認定試験を経ることなく、自動的に法学既修者コースに入学可能であることが明示されている。しかし、司法書士や外国の法曹資格者はともかく、公認会計士試験では、商法および民法が受験科目になっているにすぎず、また、税理士試験および弁理士試験においては、法学既修者が履修したとみなされる科目は全く受験科目とされていない。したがって、これらの者について、面接以外に何の試験も行わずに、自動的に法学既修者認定</p>
---------------	--

		<p>をすることは不適切であり、抜本的な制度の見直しが求められる（「2010愛知学院大学法科大学院パンフレット」25、26 頁）。</p> <p>「特別選考入学試験」において、公認会計士、税理士、弁理士などが法学既修者認定試験を経ることなく、自動的に法学既修者コースに入学できるという制度は、各種資格試験の受験科目に照らして不適切であり、制度の抜本的な見直しが強く求められる（評価の視点4-8）</p>
改善状況		<p>①入試委員会で検討の上、法務研究科委員会の決定をもって、法学既修者認定試験については、法律基本科目で1年次に配当されている科目を全て試験科目とすることとした。カリキュラム検討委員会で検討の上、法務研究科委員会の決定をもって、カリキュラム改正を行い、行政法基礎、行政救済法については、2011年度より2年次開講科目に変更した。この結果、既修者認定試験については、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6科目となった。</p> <p>②入試委員会で検討の上、法務研究科委員会の決定をもって、特別選考入試においても、既修者認定試験を実施することとした。ただし、司法書士については、その資格試験の際に民法について相当に広範囲な試験が課されており、十分に既修者としての資格を備えるものと判断し、既修者試験6科目のうち、民法のみ免除することとした。</p>
根拠資料		<ul style="list-style-type: none"> ・2011(平成23)年度愛知学院大学法科大学院学生募集要項 ・2012(平成24)年度愛知学院大学法科大学院学生募集要項 ・平成22年度愛知学院大学法科大学院募集要項（比較用） ・2011 愛知学院大学法科大学院パンフレット ・2012 愛知学院大学法科大学院パンフレット ・2010 愛知学院大学法科大学院パンフレット（比較用） ・愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則（平成23年度法科大学院要覧 p.1～p.11） ・平成21年度法科大学院要覧（比較用）